

## ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは判断が難しいハンディキャップのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都を初め、導入を検討・開始している地方公共団体がふえています。

特に、昨年7月にヘルプマークが日本工業規格（J I S）の案内用図記号として追加され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっています。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となります。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあります。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところであります。

よって、国におかれましては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るよう、下記の事項について特段の配慮を強く要望いたします。

### 記

- 1 心のバリアフリー推進事業など、地方公共団体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など地方公共団体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図られるよう、国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

北海道江別市議会

提出先  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣